

発議第 2号

北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年12月15日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
          "                  "          小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小 梅 洋 子

【提出先】北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長

## 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書

どの子にもゆきとどいた教育を保障してほしいという保護者・父母・教職員、道民の願いに応えて、北海道をはじめ全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国もそうした地方の動きに後押しされ、小学校1・2年生までの35人以下学級を実施してきました。

一人ひとりの子どもが、経済的な心配をすることなく、ゆきとどいた教育を受けられるようにするためには、北海道の教育予算を大幅に増額し、教育諸条件の整備に力を尽くすことが求められます。

よって、子どもたちの笑顔が輝き、憲法と子どもの権利条約が生きる学校をつくるために、江差町議会は、道及び道教委に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

### 記

1. 北海道はひとり親家庭が多く、貧困率も上昇してきている。貧困と格差から子どもたちを守るため、来年度の教育予算を増額すること。
2. お金の心配なく学べるよう、教育活動に不可欠な授業料以外の教材費、給食費など、学校教育にかかる保護者負担を軽減すること。
3. 道独自の少人数学級拡充をめざし、小・中・高校で順次35人以下学級を実現すること。
4. 学校は地域にとって教育・文化の拠点である。「学校統廃合」は、保護者・地域・住民の声を十分受け止め、機械的に行わないように配慮すること。
5. 教職員は、常態化している超過勤務や多忙により、子どもと向き合う時間が確保されていない。ゆとりある教育環境をつくるため、教職員を増員すること。
6. 障害のあるすべての子どもたちに適切な支援ができるよう、教職員配置や施設・設備の改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月15日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫